

令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について(報告)

本市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々な対応を行ってきました。子育て家庭の生活支援のために臨時特別給付金の支給や育児パッケージの配布を行ったほか、小学校臨時休校に伴う学童クラブの臨時開館を行いました。

また、国の緊急事態宣言に伴い保育所(園)や学童クラブの臨時休業を実施する一方、医療従事者等の子どもについては、例外的に保育を行いました。子育てひろば等の交流事業の休止、マスクや消毒液、パーテーション等の購入など、市民の健康を守る取組も随時実施しました。

1 臨時で実施した取組

(1)子育て世帯への臨時特別給付金(国施策)及び子育て応援臨時特別給付金(市独自施策)

令和2年6月から、国の施策である「子育て世帯への臨時特別給付金」に加え、市独自の施策である「子育て応援臨時特別給付金」を支給しました。

■子育て世帯への臨時特別給付金(国施策)

- 対象：令和2年3月31日時点で、市の住民基本台帳に記載がある方で、児童手当の受給者(特例給付を除く)
- 金額：対象児童1人につき1万円

■子育て応援臨時特別給付金(市独自施策)

- 対象：令和2年4月30日時点で、市の住民基本台帳に記載がある方で、児童手当(特例給付を含む)、児童育成手当、児童扶養手当のいずれかの受給者
- 金額：手当の種類ごとに、対象児童1人につき1万円

<延支給人数及び支給額>

令和2年1月末日現在

名称	支給世帯数	支給額
子育て世帯への臨時特別給付金(国施策)	1万8,337世帯	2億9,721万円
子育て応援臨時特別給付金(市独自施策)	2万2,912世帯	4億1,176万円
合計	4万1,249世帯	7億897万円

(2)ひとり親世帯臨時特別給付金(国)

令和2年8月から、国の施策である「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給した。また、令和2年12月には、同給付金の再支給（基本給付のみ）を実施しました。

<基本給付>

○対象：令和2年6月分の児童扶養手当受給者、公的年金等受給者で児童扶養手当の支給を受けていない方、新型コロナウイルス感染拡大の影響で家計が急変したひとり親

○金額：1世帯5万円、児童2人目以降1人につき3万円加算（基本給付）

<追加給付>

○対象：基本給付対象の児童扶養手当受給者、公的年金等受給者のうち、家計が急変した世帯

○金額：1世帯5万円

<延支給人数及び支給額>

令和3年1月末日時点

名称	区分	支給世帯数	支給額
ひとり親世帯 臨時特別給付金 (国施策)	基本給付	1,629世帯	1億0,298万円
	基本給付(再支給)	1,629世帯	1億0,298万円
	追加給付	470世帯	2,350万円
	合計	3,728世帯	2億2,946万円

(3)新型コロナウイルス感染症対策に係るひとり親家庭支援事業(都)

令和2年7月から都の施策である「新型コロナウイルス感染症対策に係るひとり親家庭支援事業」として、令和2年6月分の児童扶養手当受給者に対して、食料品等の生活必需品を提供するため、カタログを送付した。

<送付件数>

令和3年2月15日時点

名称	送付世帯数	申込世帯数
ひとり親家庭支援事業(都施策)	1,729世帯	1,276世帯

(4)新型コロナウイルス感染症対策育児パッケージ

妊娠届を提出し、看護職と面談した方を対象に令和2年6月から育児パッケージの配布を開始しました。

○配布内容：基本の育児パッケージ（ベビー防災セット、こども商品券）に加え、令和2年度のみ「新型コロナウイルス感染症対策パッケージ」としてこども商品券1万円分を配布。

○対象者：令和3年5月以降出産予定の妊婦

○件数：令和3年1月現在 2, 456件

(5)感染予防の備品等購入(マスク、消毒液、アクリルパーテーション、空気清浄機等)

保育所(園)、学童クラブ、放課後子ども教室、子ども家庭支援センター等において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクや消毒液、アクリルパーテーション、空気清浄機等を購入しました。

(6)小学校臨時休校期間中の学童クラブの開館時間延長

令和2年3月3日からの小学校臨時休校に伴い、学童クラブの開館時間を延長して児童の登館を受け入れました。当初は臨時休校期間が同月25日までの予定だったが、期間が延長されたため、5月末まで一日育成の体制を継続しました。

(7)子どもの食の確保推進事業(都)

東京都の補助金を活用し、ひとり親家庭等に食材を配布する事業を行う市内の子ども食堂8団体に対して、食材費等の補助を行いました。各団体が毎月予約制で食材を配布しています。

なお、食堂事業については、4～6月は全ての子ども食堂が休止しました。7月以降は、一部の子ども食堂がマスク着用や手指消毒などの感染症拡大防止対策を行った上で、事前予約制で人数と時間に制限を設けて食堂事業を再開したものの、12月以降には再び感染が拡大したことから、ほぼ休止しています。

2 保育所(園)等における対応

(1)保育所(園)、幼稚園

認可保育所については、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、令和2年4月13日から5月31日まで臨時休園しましたが、保護者がエッセンシャルワーカー等で家庭保育が困難な場合に限定して保育を継続しました。また、国の緊急事態宣言の解除直後の6月は無理のない範囲で家庭保育を依頼しましたが、7月以降は通常保育を再開しました。なお、市が依頼した休園及び登園自粛期間中の保育料については、欠席日数に応じた日割額を保護者に還付しました。

また、私立幼稚園についても、緊急事態宣言の発令期間中は全ての幼稚園が臨時休園していましたが、家庭保育が困難な家庭に対する預かり保育は継続して実施されてきました。

(2)地域子育て支援センター「はぐ」

「はぐ」のひろば室やポップコーン等のひろば事業は令和2年3月2日から6月30日まで休止しましたが、電話等による子育て相談は継続して実施しました。なお、7月以降は事前予約による人数・時間の制限を設けて実施しました。

また、令和3年1月に発令された2回目の緊急事態宣言を受けて、宣言期間中のひろば事業を休止しました。

3 子ども家庭支援センター、保健センターにおける対応

(1)子ども家庭支援センター

令和2年3月2日から交流ひろばを休止しました。また、国の緊急事態宣言発令に伴い、4月9日から保健室を休止し、11日から開館時間を短縮するとともにリフレッシュ保育を休止しました。その後、宣言の解除に伴い、6月1日からリフレッシュ保育を人数に制限を設けて再開し、9日から開館時間の短縮を解除しました。また、7月6日から保健室を再開するとともに、交流ひろばを人数、時間等に制限を設け、市民に限定して再開しました。さらに、2度目の緊急事態宣言発令に伴い、令和3年1月8日からリフレッシュ保育の利用を休止しました。

なお、総合相談業務及びファミリー・サポート・センター事業は、縮小・休止することなく実施しました。

(2)保健センター

令和2年3月9日から4月20日の間、乳幼児健診・親子グループ・教室等を中止しました。相談事業（ことばとこころの相談・子育て相談室）のみ継続しました。

令和2年4月21日以降については、乳幼児健診：内科健診を、保健センターでの集団健診から市内医療機関での個別健診へ変更し、歯科健診は保健センターで実施しました。親子グループは、対象者を半分にし、時間も前半後半へ分け実施したほか、パパママ学級や離乳食教室などは、個別相談へ変更しました。

4 学童クラブ等における対応

(1)学童クラブ

国の緊急事態宣言発令に伴い、令和2年4月7日から5月30日の間、感染症拡大防止のため臨時休館しました。一方で、保護者が社会の機能維持に必要な業務に就いている等、自宅で児童を監護することが困難な場合は、登館を受け入れました。

なお、登園自粛期間中の育成料については、欠席日数に応じた額を保護者に還付しました。

(2)放課後子ども教室

国の緊急事態宣言発令に伴い、令和2年4月7日から5月30日の間、感染症拡大防止のため臨時休業しました。

小学校の段階的な再開後、6月8日から12日まで本年度の参加登録を受付後、6月15日から活動を再開しました。